

令和2年5月22日発行



農業担い手メールマガジン臨時号（第308号）



【(お知らせ) 農業者の皆さまも対象である持続化給付金の申請サポート会場が、順次、開設されています】

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため給付される持続化給付金は、農業者も対象になります。

◇給付額

法人：200万円まで

個人事業者：100万円まで

※ただし、昨年1年間の売上げからの減少分が上限となります。

この給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、申請サポート会場（完全予約制）が全国で順次、開設されています。

◇電子申請の操作ガイド

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/explanation/>

◇申請サポート会場

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/support/>

※WEBサイト上で各会場の来訪予約をお願いします。

※WEBサイトで予約方法がわからない方などは、電話予約もできます。

- ・受付専用ダイヤル（自動ガイダンス） 0120-835-130（24時間対応）
- ・電話予約窓口（オペレーター対応） 0570-077-866（平日、土日祝日ともに9:00～18:00）

◇申請期間

令和2年5月1日（金）から令和3年1月15日（金）まで

◇持続化給付金のパンフレット等はこちらから

（農業者個人向けチラシ）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/benefit-8.pdf

（法人向けチラシ）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/benefit-12.pdf

（詳細版パンフレット）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/benefit-9.pdf

◇持続化給付金について（経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

◇持続化給付金の申請について（持続化給付金事務局）

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

詳しい申請方法や給付対象者等につきましては、URL からご確認ください。

◇お問い合わせ先

農林水産省経営局経営政策課

TEL : 03-6744-0575



- 電子出版：農業担い手メールマガジン
- 発行日　：毎月1回発行
- 発行元　：農林水産省経営局経営政策課　担当：小川、山本、三上

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

